



## 参考資料編

---



## 1. 用語の解説

行	用語	説明
あ	いのち輝くマグネット神奈川	県民が生きている喜びを実感し、生まれてよかった、長生きしてよかったと思えること、人やものを引きつけるマグネットの力を持ち、住んでみたい、何度も訪れてみたいと思う魅力にあふれているということ。県民一人ひとりのいのちを輝かせるとともに、人やものを引きつける魅力を持った神奈川の実現をめざす。 (出典：神奈川県 「かながわランドデザイン」 基本構想)
	ウェルビーイング	幸福で肉体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態 (Well-being)。
	駅端末交通手段	出発地から鉄道駅、または鉄道駅から目的地までに利用した交通手段。
か	コンテンツ	文字や画像、動画などの情報全般、または情報内容のこと。
さ	サイクルアンドバスライド	自宅から自転車でバス停付近の駐輪場に駐車し、バスに乗り換えて目的地に向かう行動。
	シェアサイクル	自転車の相互利用が可能な複数の貸出・返却拠点が設置された、面的な都市交通に供されるシステム。
	シェアサイクルポート	一定のエリア内に複数配置された自転車の貸出・返却拠点。
	自転車（定義）	道路交通法第 63 条の 3 に規定される「普通自転車」のこと。 なお、「普通自転車」とは、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引(けんいん)していないものをいう。 「内閣府令で定める基準」としては、道路交通法施行規則第9条の2で次のように規定されている。 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。 イ 長さ 190 センチメートル ロ 幅 60 センチメートル 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。 イ 四輪以下の自転車であること。 ロ 側車を付していないこと。 ハ 1 の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。 ニ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。 ホ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。
	自転車専用通行帯	道路交通法第 20 条第 2 項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯のこと。



行	用語	説明
	自転車通行空間	自転車が通行するための道路、又は道路の部分を用いる。 ふじさわサイクルプランの当初計画では「走行空間」の表記を用いており、計画の名称などで、一部「走行空間」の表記を用いている。今後は「通行空間」に統一を図る。
	自転車道	道路構造令第 2 条第 1 項第 2 号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分のこと。 なお道路交通法上も、自転車道として扱われる。
	自転車ネットワーク計画	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画のこと。
	自転車ネットワーク路線	自転車ネットワーク計画の基本方針や計画目標に応じて、自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に選定された、面的な自転車ネットワークを構成する路線のこと。
	市道（1級・2級）	基幹的道路網を形成するのに必要な道路で、都市計画決定された幹線道路や補助幹線道路など。
	車道混在	自転車と自動車が道路上で混在して通行すること。
	スケアードストレイト	恐怖を直視させるという意味で、交通事故の再現などを行うもの。
た	代表交通手段	一つのトリップでいくつかの交通手段を乗り換えた場合、その中の主な交通手段を代表交通手段という。主な交通手段の集計上の優先順位は、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順。例えば、自宅から駅まで自転車で移動し、駅から鉄道で勤務先へ行く場合の代表交通手段は「鉄道」となる。
	テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
	東京都市圏	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部。
	都市計画道路	都市計画法に基づいて経路、幅員などが決定された、市町村道から国道までの基幹的道路等のこと。



行	用語	説明
	トリップ	人がある目的をもってある地点からある地点まで移動することを総称して「トリップ」と呼ぶ。1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えた場合も1つのトリップと数える。
は	ふじさわサイクルプラン(藤沢市自転車活用推進計画)【実施計画】	実効性をより高めるため、当初計画の基本方針1「はしる～走行空間整備～」と基本方針2「とめる～駐輪環境整備～」について、実施スケジュールを示したもの。(2020年(令和2年)11月策定)
	パーソントリップ調査	都市における人の移動に着目した調査。東京都市圏では10年に1度実施。
	発生集中量	ある地域から出発する又は到着するトリップ(目的を持った移動)をその地域の発生量、集中量と呼び、発生集中量はその合計。
	ピクトグラム	文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと。
ま	モビリティ・ハブ	様々な交通モードの接続・乗換拠点。
	モビリティ・マネジメント	一人ひとりの交通行動を自動車から公共交通や自転車利用へ自発的に転換することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策。
や	幼児2人同乗用自転車	運転者のための乗車装置及び幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車のこと。
ら	ラストワンマイル	交通結節点から最終目的地までの人や物の移動。
E	EC	電子商取引(Electronic Commerce)。インターネットを用いて、財やサービスの受発注を行う商取引などのこと。
I	ICT	情報通信技術(Information and Communication Technology)の略。コンピュータやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方。
	IOT	インターネットオブシングズ(Internet of Things)の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車や家電など、あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出すこと。
M	MaaS	一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの(Mobility as a Service)。
P	PDCAサイクル	プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)。



行	用語	説明
S	SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)	2015年(平成27年)9月25日に国連総会で採択された、持続可能な開発のための17の国際目標で、その下に、169の達成基準と232の指標が決められている。
	SNS	Social Network Service (ソーシャル ネットワーキング サービス)の略で、人と人とのつながりを基盤としたコミュニティ型の会員制Webサービスのこと。



## 2. 策定の経過

年月		ふじさわサイクルプラン 推進連絡協議会	意見聴取・ 調査・分析	市議会
2018年 (平成30年)			第6回 東京都市圏 パーソナリティ調査実施	
2020年 (令和2年)			↑ パーソナリティ調査 市内分析	
2021年 (令和3年)			↓	
2022年 (令和4年)	6月		↑ 6/15～8/23 13地区別 意見交換	
	7月	7/19 第18回協議会		
	8月			
	9月			9/6 【今後の取組の報告】
	10月	10/4 第19回協議会		
	12月		交通に関する 市民意識調査	
2023年 (令和5年)	2月	2/9 第20回協議会		
	5月	5/17 第21回協議会		
	8月	8/25 第22回協議会		
	11月	11/22 第23回協議会		
	12月		↑ 12/12・16・21 市民説明会	12/6 【素案の報告】
2024年 (令和6年)	1月		↓ 12/7～1/5 パブリックコメント	
	3月	3/4 第24回協議会		3/1 【案報告】

ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）

2014年（平成26年）3月 策定

2020年（令和2年）11月 自転車活用推進計画として定める

2024年（令和6年）3月 改定

編集・発行/藤沢市 計画建築部 都市計画課

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

電話：0466-25-1111（代表）